

奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十二号

奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「第三十二条第二項の」の下に「規定による」を加え、同項第五号中「第三十四条第二項の」を「第三十四条第三項の規定による」に改め、「の同条第三項」を削る。

第十二条第四項中「同一敷地内にある」を削る。

第十三条第三項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十六条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第二十八条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に

規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十九条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
い。

第三十六条第一項中「交付」を削る。

附則第六条第五項中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十九条に一項を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。